

## 覚 書

和歌山大学と大正大学は、平成 28 年 6 月 14 日に両大学間で締結された包括的連携に関する協定書（以下「原協定書」という。）について、以下の通り変更することを合意する。

（有効期間の変更）

第 1 条 原協定書第 4 条に記載されている有効期間「平成 32 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 3 月 31 日まで」に変更するものとする。

（更新手続きの変更）

第 2 条 原協定書第 4 条に記載されている「この間の連携・協力実績の評価を行い、両大学の合意により更新することができる」を、「有効期間満了日の 1 か月前までに両大学のいずれからも改廃の申し出がなされなければ、本協定が更新されたものとして引き続き 1 年間有効とし、以後も同様に取り扱うものとする」に変更するものとする。

以上について、令和 2 年 4 月 1 日に遡及して有効にするものとする。

本覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、両大学記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 3 月 1 日

和歌山大学

学長 伊東 千尋



大正大学

学長 高橋 秀裕

